

厚生常任委員会

平成31年2月18日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎平川 理恵	○濱 眞理子	小林 誠
中川 靖広	小村 尚己	木澤 正男
伴 議 長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	加藤 恵三	住 民 生 活 部 長	植村 俊彦
住 民 生 活 部 次 長	黒崎 益範	福 祉 子 ども 課 長	浦野 歩美
福 祉 子 ども 課 長 補 佐	西川美奈子	長 寿 福 祉 課 長	中原 潤
長 寿 福 祉 課 長 補 佐	田口 昌孝	同 課 長 補 佐	羽根田久枝
健 康 対 策 課 長	北 典子	同 課 長 補 佐	徳田 貴世
国 保 医 療 課 長	猪川 恭弘	国 保 医 療 課 長 補 佐	細川 友希
環 境 対 策 課 長	東浦 寿也	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
住 民 課 長	関口 修	同 課 長 補 佐	小澤香代子

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	真弓 啓	同 係 長	岡田 光代
-------------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 中川委員、小村委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、中川委員、小村委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査を議題といたします。

（1）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

ごみ処理広域化に関する勉強会について、中間報告書の方が取りまとめられましたので、その概要についてご報告をさせていただきます。

資料1をご覧いただきたいと思います。奈良県北部地域におけるごみ処理広域化に関する5市町合同勉強会中間報告書(概要)ということで、昨年末の12月25日に取り纏められたものであります。

1 ページ目につきましては、1. 開催の背景として、この合同勉強会の経緯について、明記しております。

次に、2. 5市町のごみ処理の現況ということで、各市町のごみ焼却施設の概要と、平成20年度から平成28年度までの各市町の焼却ごみ

量の実績について、グラフで示しております。

右のページに移りまして、3. ごみ処理広域化の必要性について明記されております。この中で、広域処理によるメリットということで、より高度かつ効率的な処理を行う施設整備が可能であることや、環境負荷の低減、ごみ処理コストの縮減を挙げております。

また、平成30年6月19日に閣議決定されました廃棄物処理施設整備計画においても、持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営を進めるには、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図るなど、必要な廃棄物処理施設整備を進めるべきだと示されております。

続いて、下段では、現在の県下におけるごみ処理広域化の状況について、示しております。

続いて、2ページ目でございます。4. コストシミュレーションということで、焼却施設建設費と焼却施設運営費について、平成41年度の供用開始、施設規模、1日当たり586tの焼却施設建設と仮定し、それぞれ広域化した場合、単独で進めていく場合の財政構成及び市町の負担額について表で示しております。

なお、資料の方にも明記をしておりますが、このシミュレーションについては、広域化によるコスト比較のため、平成28年度、29年度において、他の自治体契約実績単価をもとに試算した参考値であり、専門的な積算等により精査したものではなく、今後、将来において確定したものではないということをご理解をいただきたいと思っております。

まず(1)焼却施設建設費であります。5市町で1日当たり586tの処理能力のある広域処理施設を建設した場合、総事業費といたしまして、458億円となっております。この総事業費から、国庫補助金、県奈良モデル補助金などを活用いたしますと、5市町の負担額は133億6千万円となっております。

同様に各市町、単独で施設を建設した場合は、総事業費として562億円であり、この総事業費から国庫補助金を活用いたしますと、5市町の負担額は223億7千万となり、広域化により建設した場合、約90

億円、各市町の負担額が縮減されると考えております。

その下の②市町村負担につきましては、広域化、単独で建設した場合の各市町の実質負担額と広域化による縮減効果を表しております。

この表の負担割合につきましては、ごみ量割を用いております。各市町の実質負担額については、先ほど説明させていただきましたが、広域化による施設建設費は、133億6千万円でありますことから、斑鳩町の負担割合2.1%といたしますと、約2億9千万円の負担額となります。また、本町については、単独での施設建設の見通しはないところでありますが、本町で建設すると仮定した場合、1日当たり13tの処理施設、t当たりの建築費として1億4,400万円として、平成28年、29年度の他自治体契約実績による施設建設費と施設規模の関係式より試算いたしますと、14億8千万円の負担額となります。このことから、広域化による縮減効果といたしますは、11億9千万円と試算しております。

次に右の表の(2)焼却施設運営費であります。

広域化で運営した場合の総事業費といたしますは18億4千万円、単独で運営した場合の総事業費は22億5千万円となり、広域で運営した場合、単独で運営するより4億1千万円の経費縮減が可能であると示しております。なお、施設運営事業費につきましては、平成28年、29年度の他自治体契約実績から、施設建設費の4%で試算しております。

次に、その下の②市町別負担につきましては、広域化、単独で運営した場合の各市町の負担額と広域化による縮減効果を表しております。各市町の負担額については、全体で18億4千万円でありますことから、斑鳩町の負担割合、こちらもごみ量割の2.1%で試算しておりますが、約4千万円となっております。また、単独で運営すると仮定した場合、平成28、29年度の他自治体契約実績から、施設運営費については施設建設費の約4%として試算いたしますと年間約8千万円となり、広域化による縮減効果は年間約4千万円と試算しております。また、下の表は、今ご説明させていただきました表をグラフ化したものでございま

す。

続いて、右のページになりますが、こちらは広域化に向けた課題を挙げております。

まず、一番の課題となります建設候補地の選定であります。

建設候補地選定にあたり考慮すべき条件として、1つ目として、幹線道路に近接するアクセス性を考慮し、ごみ搬入にあたっての交通結節が良い場所であること。2つ目として大規模な造成工事を必要としない平坦地で、市街地から離隔し、土地利用上の制限を極力受けないこと。また、電力、上下水道等インフラが整備されていることが望ましい。3つ目として、収集運搬コスト面からも施設周辺の地理的条件や人口重心等を考慮すること。4つ目として、参加市町のごみ処理の負担と責任の公平性や住民理解を十分に考慮する必要がある、としております。なお、建設候補地については、これらの考慮すべき条件をもとに、奈良市の方で、今後、候補地を絞り込んでいただくこととなっております。

次に（２）建設までのスケジュール調整であります。

こちらの表は、各市町の焼却施設の更新予定時期について表しております。当町につきましては、現在、焼却施設がないことから、最短で新施設の稼働を目指しておられます奈良市に合わせ、平成41年度から新施設の稼働を目標としております。しかし、表から見ていただいてもわかりますように、各市町で更新予定時期が異なりますことから、今後これらの調整が必要となっております。

次に、（４）実施組織体制として、一部事務組合、事務の委託、広域連合、協議会と様々な体制により運営の方法がございしますが、全国的にみましても、一部事務組合と事務の委託による運営が多数で行われているという状況であり、今後は、事例調査等を行うなど引き続き検討していくこととなっております。

以上が、中間報告書の概要であります。あくまで事務担当レベルでの勉強会の中間報告という形で作成したものであり、今後の進め方については、建設予定地や新施設の開業時期が具体化し、事業スキームが描ける段階で、勉強会を再開し、協議を進めていくという予定となっております。

ります。

次に、昨年12月29日及び30日に実施いたしました年末ごみ持込み事業についてご報告させていただきます。

今回の年末ごみ持込事業につきましては、昨年11月の本委員会におきましてご報告させていただきましたように、日程の短縮、実施時間の延長、持込会場の1会場化と変更し実施したところであります。まず、12月29日、午前8時30分から午後3時までの持込件数は329件でございました。また、12月30日、午前8時30分から午後3時までの持込件数は1,033件であり、2日間の総持込件数は1,362件でございました。前年度は3日間で1,742件の持込件数であり、380件の減という状況でございました。

心配をしておりました会場周辺の交通渋滞等でございますが、会場であります衛生処理場外へ車両が渋滞することもなく、円滑に事業を実施することができたところでございます。

また、今回の持込事業におきまして、不燃ごみとして排出されましたごみの中にスプレー缶が混入されていたことから、収集車の中で漏れ出したガスに、摩擦などで発生した火花が引火したと考えられる火災が発生いたしました。職員がすぐに気づき、収集車のごみを排出し消火作業を行いましたことから、大きな事故には至らなかったところでございます。この件を受けまして、分別の徹底に関する周知記事を広報いかるが2月号お知らせ版に掲載したところでございます。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 勉強会の方なんですけども、中間報告ということで、概算の数字ですね、出していただけてますけども、今、斑鳩町として年間のコストですね、これ資料で言うと、だいたい4千万円ぐらいになるんじゃないかと、

広域化の方でということですけど、今、年間で斑鳩町、民間委託でやっていますけども、これの概算の数字ってわかりますかね。

環境対策
課長 可燃物だけで、こちらの方が一応可燃物での金額で出しておりますので。可燃物だけで申し上げますと、処理委託料といたしまして年間1億1,100万と、あと収集業務で1,265万円でございますので、約1億3,700万円程度になるかなというふうに考えております。

木澤委員 また細かい数字で詰めていくと、変更、変化はしてくると思いますので、一応今の状況がそういうことやと。あとまあ、これは勉強会には参加させてもらっていますけども、まだこれに参加するとか、そういう方向性は定まってないと思うんですけど、なんか見ているとこのまま造っていかうよということで、参加してしまっていく方向に進んでいってしまうんじゃないかなと、最終的に参加するかしないかっていうのは、それは町として判断してですね、議会に相談いただいて、っていうことになるんでしょうけど、今後のスケジュールとして、その判断をいつまでにしていくとか、なんかこのままいったらもう参加してしまうよという方向でね、進んでしまいそうなんですけど、そこの見極めっていうんですかね、手続き的にはどういうふうに進んでいくのかちょっと確認をしたいと思うんですけど、まだそこまでの話はしてないんですかね。

委員長 植村住民生活部長。

住民生活
部長 もともこの勉強会に参加させていただいた1つのきっかけというのが、今後自区処理内を行っていかなければならないというところがございますので、基本的にはこの参加というのを前提に勉強会の方には参加をさせていただいているわけであります。ただ、この勉強会そのものでも、先ほど資料の2ページの広域化に向けた課題のところでもですね、例えば郡山市さんや生駒市さんが現在の焼却施設の稼働期限というものがばらついていきますように、今のところ奈良市さんが思っておられ

るような平成41年にスタートというような前提に立って、この協議を進めているということではありません。従いまして実際にこの5市町村が最後までこの枠組みの中で合同でこういうごみの広域化を進めていくということについてもまだ決まったわけでもありませんので、そういう、どのような枠組みになるのか、あるいは今の委託料との関係でコスト面でどうなっていくのかということは、これからもまだまだ詰めていかなければならないところでもありますので、あくまでも1つの、現段階では1つの私どもの将来の方策の1つということで勉強会に参加させていただいておりますので、現在のところこのままいくとか、どうするかとかいうところまで決めているような段階ではないということでご理解いただきたいと思います。

木澤委員 自区内処理の原則というのは当然ありますので、こういう勉強会に参加させていただいて、その方向性も含めた中でですね、斑鳩町の将来をどうするのか考えていくというのは当然必要なことだというふうには認識してはいますが、ただまあ実際にやっていくかどうかというのは、また別の話になると思いますので、何か今、天理の方で進めておられる施設なんかも最初に聞いてた話と違ってだんだん高くなってきているとか、そういう話も聞きますので、そういうところの見極めも含めてですね、ちょっとまた慎重に扱っていただきたいなというふうに思います。

それとあともう1つ、年末ごみの持ち込みの件ですけれども、件数的にはだいぶ減ったということですが、そして渋滞もなかったということですが、住民さんの方から苦情とか、なにか困ったとか、そういうことは言ってこられてなかったんですか。

環境対策課長 今回の年末ごみ持ち込み事業におきまして、問い合わせ等の件数につきましては、2日間で93件ございました。その多くが持ち込み時間、持ち込み場所と、あと持ち込みできるごみの種類がほとんどでございまして、1件だけが生き生きプラザでの、なぜ変えたかという理由で最終的にはご

理解をいただいたというふうに聞いております。大きなそういった苦情等も受けていない状況でございます。

委員長 ほかに。 小村委員。

小村委員 ちょっとごめんなさい。資料の見方がまだちょっとわかっていないのかもしれないんですけども、今、木澤委員の質問で民間委託で1億1,100万円ほど、斑鳩町かかっているということなんですけども、この表で見ると(2)の焼却施設運営費のところで見たらいいんですかね、広域化が、やったら4千万ですむよ、単独で斑鳩町が建てた場合にはランニングコストは8千万だよ、民間やったら1億1,100万っていうことですか。

環境対策課長 先ほど木澤委員さんの説明での1億1,100万というのは可燃物の現在の委託業者へ処理している委託料が1億1,100万という数字でございます。こちらの先ほどのおっしゃっていただいております、市町別負担の斑鳩町広域化で4,000万、単独で8,000万というのは別個の数値でございます。施設を建てて運営していく場合、斑鳩町が広域化に入った場合は、年間4,000万程度の運営費の負担、単独で施設を単独で運営していった場合は8,000万程度の年間運営費がかかるという試算という数字でございます。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時21分 休憩)

(午前9時25分 再開)

委員長 再開いたします。
他にございませんか。 濱委員。

濱委員

すみません、今の話の続きみたいな感じもあるんですけども、この参加している5市町村のね、可燃ごみというか燃やすごみっていうのは、内容ってものすごくまだまだ違いますね。例えば斑鳩町で分別している分が、混合で出されている市町村なんかもあるのでね、そういう、もしこれができあがったときっていうことで、建設費なんかの積算をされていると思うんですけども、その対応できる施設っていうか、炉の種類だったりとかって、そういうものってものすごく差があると思いますのでね、単純にここで、建てるとしたらこれだけかかるというような数字っていうのは、なんか信憑性がないように私は思うんですけども。その辺の話っていうのは、報道もされましたように、いろいろ課題がたくさんあるっていうことなのでね、お返事はなかなかできないと思いますけども、その辺のところでは難しいんじゃないかなと思っているんです。

斑鳩町が今まで進めてきたっていうゼロ・ウェイストの理念とかいうことからするとね、逆行するような部分っていうのも出てくるんじゃないかなというふうに思いますけども、そのへん、後半の方ちょっと。

委員長

ゼロ・ウェイストのことについて。

濱委員

いえいえ、そういう理念で進めてきたごみの分別だったりリサイクルだったり、いろんなやってきたことに対して、もしも同意してできあがれば、斑鳩町の今までやってきたことから、ある意味後退する部分っていうのも出るんじゃないかなと思う。

委員長

東浦環境対策課長。

環境対策
課長

当町が進めておりますゼロ・ウェイストにつきましては、ごみを埋め立てない、燃やさないということで、その方針で現在分別等について住民の皆様に周知、依頼をしてやってきております。この5市町でのごみの広域化ということでございますが、まだまだこういった、それぞれ自治体によって収集等も違います、これは今後また調整の課題であり、リ

サイクルセンターを併設するののかも今後の課題になります、そういった中でももちろん分別を徹底し、そこで処理できるものは町として処理して、できない部分は現在の町の分別、リサイクルできるものはするということで、民間委託する形にはなっていくのかなというふうには考えておりますが、方針を変えていくということではないということでご理解いただきたいと思います。

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、２．各課報告事項を議題といたします。

(１) 地域福祉計画(案)について、理事者の報告を求めます。

中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長

それでは、各課報告事項の(１)地域福祉計画(案)について報告いたします。

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画に位置付けられています。少子・高齢化や核家族化の進展、住民相互のつながりの希薄化など、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域においては、住民相互の支え合いや助け合い、自立した生活を支援する福祉サービスや地域ぐるみの福祉活動などによって、誰もが安心して暮らせるまちづくりが求められており、福祉サービスの実施主体である行政はもとより、地域住民、福祉団体、民生委員、社会福祉法人など、地域の多様な主体が地域福祉の担い手として参画していくための方針を示すため、平成31年度から5ヶ年を計画期間として作成するものがあります。

本計画の作成にあたっては、住民の福祉に関するニーズや考え方、意見を把握するためのアンケート調査、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「障害者福祉計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」など、町が策定する福祉関連計画との整合を

はかり、斑鳩町地域福祉計画推進協議会において、慎重にご審議をいただき取りまとめをさせていただいたものであります。

計画内容の概要につきましては、資料2の表紙から1ページをめくっていただき、目次により説明をさせていただきます。

はじめに、「第1章 計画の策定にあたって」として、「1. 計画策定の趣旨と背景」、「2. 地域福祉計画について」、「3. 計画の位置づけ」、「4. 計画の期間」、「5. 計画の策定体制」について、次に、「第2章 地域福祉を取り巻く斑鳩町の現状と課題」として、「1. 人口や世帯の状況」、「2. 地域福祉に関する社会資源の状況」、「3. アンケート調査結果の概要」、「4. 地域福祉の推進に向けた課題」を記載しています。

次に、「第3章 計画の考え方」について、「1. 斑鳩町が目指す地域福祉の姿」、「2. 計画の基本理念」、「3. 計画の基本目標」、「4. 計画の体系」を記載しています。

次に、「第4章 具体的な取り組み」について、「基本目標1 安心して生活できる地域づくり」、「基本目標2 地域を支えるひとづくり」、「基本目標3 互いに支え合えるネットワークづくり」を記載しています。

次に、「第5章 計画の推進体制」として、「1. 計画の推進体制」を記載しています。また、最後に「資料」として、「1. 斑鳩町地域福祉計画推進協議会設置条例」、「2. 斑鳩町地域福祉計画推進協議会委員名簿」、「3. 計画の策定過程」についてを記載しています。

内容の詳細は、後ほどご覧いただけたらと思いますが、概略、特徴的な箇所のみ簡単に説明させていただきます。

資料の53ページをご覧ください。

本計画の体系でございますが、歴史と文化が彩る本町において、共に暮らす人々が思いやりの心をはぐくみ、互いを尊重し、助け合い、支え合うことにより、誰もがいつまでも住みよいまちを共に築いていくことができる社会をめざし、「歴史・文化・福祉がそろっていつまでも暮らしたいまち 斑鳩」を基本理念に掲げています。この基本理念をもとに、

「安心して生活できる地域づくり」「地域を支えるひとづくり」「互いに支え合えるネットワークづくり」の3つの基本目標を掲げており、それぞれの目標を達成するため、22の施策の方向性を示しています。

次に資料の56ページをご覧ください。

本計画では、安心して生活ができるためのつながりを取り戻すことを大きな目標としており、そのためには、行政サービスによる支援だけでなく、地域の一員である住民一人ひとりや、地域で活動される団体が一体となった取り組みが必要となってきます。このことから、本計画では、行政による取り組みだけでなく、「住民のみなさん一人ひとりにできること」、「地域の中でできること」をそれぞれの施策の方向性ごとにお示ししております。

次に、資料の66ページをご覧ください。

社会福祉協議会につきましては、社会福祉法において、「地域福祉を推進する中心団体」として位置づけられており、本町の地域福祉推進のパートナーとして重要な役割を担う機関であることから、町と協働して地域福祉活動を推進していくことを記載しております。また、その他の施策の方向性においても、斑鳩町の取り組みとあわせて、社会福祉協議会の取組内容について記載しています。

次に、資料の69ページをご覧ください。

地域福祉の推進には、「自助」「共助」「公助」の立場にある人や組織がそれぞれの力を発揮するとともに、連携を図ることができる地域福祉のネットワークづくりが鍵となってまいります。複合的で複雑な課題を抱える人や制度の狭間にある人の支援は、ひとつの機関だけでなく、様々な機関が協働して、多角的な視点から課題を分析し、包括的に支援していく必要があります。制度や分野の縦割りの解消に向けた推進体制やその仕組みづくりについて、社会福祉協議会をはじめ、関係機関と協議を行ってまいります。

最後に、資料の78ページをご覧ください。

計画の推進体制につきましては、斑鳩町地域福祉計画推進協議会において、定期的に進捗状況の点検を行ってまいります。

また、住民のみなさんに地域福祉に対する関心を高め、主体的に参画していただくためにも、計画の内容につきましては、町の広報、ホームページへの掲載をはじめ、町職員の出前講座など、様々な機会をとらえて周知を行ってまいりたいと考えております。

以上、地域福祉計画（案）についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
小林委員。

小林委員 このアンケート内容の中で斑鳩町独自の項目とかはあるんですかね。
あったのかな。

福祉子ども課長 アンケート調査につきましては、特にひな型というものが示されているわけではございませんでしたので、当計画を策定するにあたって、推進協議会の方でもアンケート調査の項目について協議をいただきまして、取り纏めさせていただいております。

小林委員 以前から地域福祉計画つくられるということで、議会にも報告ありまして、その時にいろんな議員さんの方からもですね、この計画書の中にも書いている制度の狭間にある地域の課題を浮き彫りにするようなアンケートの項目じゃないですけども、そういう要望もあったと思うんですけども、そういうところは、中尾課長ですかね、僕も申させていただきましたけれども、そういう議会からの要望を受けての項目とかは反映されなかったんですかね。47ページのコラム①とかね、こういう部分についての。

福祉子ども課長 アンケート調査の内容についてですけども、制度の狭間にあるような人の掘り起しということで、どういったところに相談されていますかとか、何か起きた時誰に相談していますか、あと、生活するうえで困った時に、誰かに相談していますかといったところで誰にも相談できない

とか、そういった答えとかも出てきております。アンケート調査から見えてくる地域性とか住民性、分析の内容につきましては資料の44ページにアンケートの調査から見えてくる斑鳩町地域性ですとか、住民性についてまとめているんですけども、比較的アンケートの内容から見ますと、斑鳩町の住民の方はすでに助け合いとか支えあいの意識を持っている人は多いという結果は出ておりますけれども、このアンケート調査に出てきていない方の掘り起しというのがこれから大事になってくるのではないかなというふうに考えておまして、次の45ページと46ページの方に地域福祉の推進に向けた課題ということで、6つこれからの課題を掲げております。この中でも特に6番ですね、地域住民の相談を受け止める場の構築、こういったところを今後重点的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

委員長 次に、(2)避難行動要支援者支援計画(全体計画)(案)及び避難行動要支援者名簿の運用について、理事者の報告を求めます。

中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 各課報告事項の(2)斑鳩町避難行動要支援者支援計画(全体計画)(案)及び避難行動要支援者名簿の運用について報告いたします。

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、避難行動要支援者名簿の作成等が市町村に義務付けられ、本町におきましても、平成29年3月に斑鳩町地域防災計画の改訂が行われ、避難行動要支援者について規定されたところです。

本計画は、避難行動要支援者を町が名簿登載し、本人に同意を得た上で、避難支援に関わる関係者に、平常時から、その情報を提供することにより、災害発生時等に避難行動要支援者に対し、避難支援や安否確認等を行う仕組みを定めたものです。

それでは、避難行動要支援者制度の概要につきまして、ご説明させていただきます。

資料3の6ページをご覧ください。

まず、3. 避難行動要支援者の対象でございますが、(1) 要介護認定者、(2) 身体障害者、(3) 知的障害者、(4) 精神障害者、(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による町の障害福祉サービス等を受けている難病患者、(6) 上記以外に自ら避難することが困難で、町長が特に認めた人としております。平成30年3月1日現在で、836名の方が名簿に登載されており、毎年3月1日に名簿の一斉更新を行ってまいります。

次に、4. 避難支援等関係者でございますが、避難行動要支援者が居住されている地域において、災害発生時の安否確認や情報提供、避難誘導等を行う組織や、避難所等での生活支援の実施等に携わる関係者のこととございまして、(1) 斑鳩町関係部署、(2) 消防機関、(3) 警察、(4) 民生・児童委員、(5) 社会福祉協議会、(6) 自治会、(7) 消防団、(8) 自主防災組織等の8つの組織等を斑鳩町地域防災計画において定めております。

今後、本計画に基づき、避難支援等関係者から、避難行動要支援者名簿等の提供の申請があった場合は、情報提供の同意を得た避難行動要支援者にかかる名簿情報等の提供を行っていくこととなります。

その他、本計画におきましては、名簿等の提供における個人情報保護の考え方、避難支援体制づくり等について定めております。

次に、今後の具体的な運用スケジュールでございますが、まず、平成31年3月1日現在で、避難行動要支援者名簿の情報更新を行ってまいります。

次に、資料の21ページをご覧ください。

5月頃を目途に、広報による周知とともに、避難行動要支援者名簿に登録されている方全員に、避難行動要支援者名簿登録確認書・情報の提供にかかる同意確認書を送付し、名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意するかどうかの意向確認を行い、夏頃までには、意向調査の結果を取りまとめてまいりたいと考えております。

また、民生委員や自治会等、避難支援等関係者のみなさまへの本制度

についての説明会についても開催させていただき、秋頃を目途に、避難支援等関係者への情報提供を開始してまいりたいと考えております。

以上、斑鳩町避難行動要支援者支援計画（全体計画）（案）及び避難行動要支援者名簿の運用についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
小林委員。

小林委員 6ページの避難行動要支援者の対象についてなんですけども、この前びっくりしたのが、要介護者認定2の方で身体障害者手帳を持ってない方がおられて、普通に歩けないのに、この人でこの対象にならないんだなってというのがびっくりしたんです、病院とかそういうところで本来でしたら介護認定2で身体障害者手帳の申請してくださいねとか、そういうアドバイスがあったんですかって聞いたら、ないとおっしゃってましたんで、そういうことを考えると、この対象に含まれないけれども必要な方っておられるのかな、そういう方は民生委員さんとかそういう方の推薦でこの対象に含まれるという認識でいいんですか。

福祉子ども課長 この名簿に登載されていない方につきましても、今度5月にですね、この制度について広報誌で周知させていただく際に、この対象には該当しないけれども、1人で避難することができない、先ほど小林委員がおっしゃられたような方につきましては、個別にお申し出いただくことによりまして、名簿のほうに登載していきたいというふうに考えております。

小林委員 前回の民生委員さんの改選で、1期未満の方が19名おられるというふうにさっきの福祉計画の方でありましたけれども、これまでの民生委員さんの方からもアドバイスをいただくというか、意見をいただく、ただ、今の新しい方って知らない情報もあると思うんですけれども、そういう民生委員さん同士で、引継ぎができていない場合とかはないんです

かね。

そういう個人情報全て含まれたうえでの引継ぎをされるから、新しい民生委員さんだからそういう、民生委員になってからの付き合いのない人たちの情報もわかりはるのかな。

福祉子ども課長 基本的には地区の中で引継ぎをしていただいていますので、見守りの必要な方についても、引継ぎをいただいているものと理解しております。

小林委員 最後にですね、いちばん初めに実行性のある避難行動計画を立てなければいけないというふうにおっしゃいましたけれども、つくったところの実態を見てますと、名簿をつくったのはいいけれども、限られた関係者で1人あたりの担当件数が5人も6人も8人も、とかなるような地域もあるみたいなんですけれども、斑鳩町の場合はこの対象者、支援をする1人当たりの関係者の担当件数の国の平均というかですね、斑鳩町の平均はどれぐらいの数にしようかなという目安とかはあるんですかね。

福祉子ども課長 まずこの名簿に掲載している方が、すべて同意を得られれば一番いいんですけれども、まず何件の方が個人情報の提供に同意をいただけるのかっていうところで全体の数がわかってまいりますので、そのあたりが出てから、また民生委員さんなりと協議させていただいて、地域性とかもあると思いますので、一概に1人あたり何件というのはちょっと今のところでは考えておりません。

小林委員 国の基準ではこの避難支援の関係者の1人あたりの担当件数というのは、基準というのはないという認識でいいのかな。

福祉子ども課長 国で1人あたりの基準については示されていないと思います。

小林委員 いろいろ先行事例見てますと、1人あたりの担当が5人以上という中で、民生委員さんが本音で、災害時、私自身も困るし、災害時にこんな

に多い担当件数を持った中で、果たして本当に実行性のある行動支援をできるのかなというふうに疑問の、課題もありますので、そういうところについても斑鳩町としてはしっかりと検討していただきますよう、要望だけさせていただきます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 すみません、ちょっと教えてほしいんですけども、先ほど対象の方836人というふうにおっしゃいましたけど、これはまあ、これにあてはまる人が今こだけいてますよということで、まず名簿をつくるのに本人に個人情報として許可をいただいて名簿をつくるということになっているんですか。

福祉子ども課長 名簿につきましては町の方で要介護認定の方とか、この対象者については全て把握できますので、町の方で名簿に登録するのに、本人さんの同意というのは得ておりません。その名簿の情報を民生委員さんですか、自治会さんに提供してほしいという依頼があった時に出していいかどうかという同意をこれからとっていくということになります。

委員長 濱委員。

濱委員 今の回答、続きなんですけども、広報で知らせたりとか、同意っていうのは、本人さんが同意しますっていうのが一番大事なところなんですけれども、広報をしっかりと見ていらっしやらないかたであったりとか、お1人暮らしをしてて、これに十分該当されるような、状況的には該当しているけど、介護の認定を受けてないような方であったりとか、そういう方っていうのが、さっきの福祉計画じゃないですけども、狭間というか漏れ落ちてしまうというのが一番心配なことだと思うんです。ですからこれで役場としては広報でしっかりお知らせをしてそれできちっと同意を得るといふことやけど、そこのね、町の取り組みのところから

どうしても漏れ落ちてる人っていうのは、やっぱり地域のところでね、しっかりとフォローしていくというのをぜひとも取り組んでいただきたいと思いますので、要望ですけれども、大事な点だと思います。お願いします。

委員長 小林委員。

小林委員 最後に。タイムテーブル今お聞きしましたけども最終的な個々の必要な方々の個々の具体的な避難行動計画書はいつごろできる予定でしたかね。

福祉子ども課長 おっしゃっておられるのは、個別支援計画のことになるかと思うんですけども、こちらの個別支援計画につきましては、災害が発生したときに避難支援を誰が行うのか、またどのように避難するのかといった具体的な内容を決めていく必要があります。自主防災組織の確立など地域における避難支援体制の構築というものが不可欠になってまいります。そのため今後避難支援体制が整った地域におきまして、この名簿の情報提供が行われて、災害発生時に個別の支援が必要な方っていうのを把握できた段階で、そのあとに個別支援計画については確定してまいりたいというふうに考えております。

小林委員 今からなんで、なかなか未定ということ。

福祉子ども課長 はい。

委員長 1点お伺いさせていただきますけれども、この個別支援計画の自主防災組織との調整とか、この計画自体を策定していくのは、この福祉子ども課になってくるということですか。

福祉子ども課長 個別支援計画につきましては、福祉子ども課だけで作成するのは難し

も課長 いこともありますので、地域の民生委員さんですとか、自主防災組織と連携して聞き取りなどを行いながら、一緒に作っていく形になってまいります。

委員長 ということは、働きかけをするのは福祉子ども課の方からする。

福祉子ども課長 福祉子ども課とあと防災担当も総務課になりますので、役場の関係部署とも調整を行いながら、町の方から働きかけを行っていくという形になります。

委員長 次に、（３）新生児聴覚検査費用の助成制度の創設について、理事者の報告を求めます。 北健康対策課長。

健康対策課長 それでは、新生児聴覚検査費用の助成制度の創設につきまして、資料４をご覧ください。

聴覚障害は早期に発見し適切な支援を早期に行うことにより、言語の発達が促進されることから、その早期発見と早期支援を図るため、新生児の保護者を対象に新生児聴覚検査費用の助成制度を実施いたします。助成要件につきましては、聴覚検査は、自動聴性脳幹反応検査または、耳音響放射検査によって実施する、初回検査及び確認検査といたします。ただし、確認検査は、初回検査において要再検査となった場合に実施するものといたします。

また、初回検査及び確認検査は、新生児１人につき１回といたします。助成額につきましては、検査に要した額の範囲内とし、各検査につき３，０００円を上限といたします。

以上で、新生児聴覚検査費用の助成制度の創設についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。木澤委員。

木澤委員 制度としてはいい制度だと思いますんで、特に異論はないんですけど、検査が今までどうなって、これを制度つくることによって、今後どうなっていくのかというのをざくっといいので教えていただけますか。

健康対策課長 この検査につきましては、従来から出産されてる病院のところで子どもさんに対して聴覚検査の方を必要であるということで、妊娠届出のときにもこちらの方からこの検査を、今までは自費で受けていただくようお願いしておりました。病院の方でもこの検査の必要性、難聴を早期に発見するという意味で必要であるということで、出産医院の方で入院中に検査する形で現在で95%位の方が受けていただいている状況になっております。ただ、この検査についてやはり受けられない方っていうのが、経済的にちょっと厳しいという方もいらっしゃるということもありますので、この制度を導入する中で皆さんに検査を受けていただくということで考えております。

委員長 小林委員。

小林委員 奥村議員さんの一般質問の内容を忘れてしまったんですけど、確認検査に要した額の範囲内って、これ1回当たりの金額ってどれぐらいでしたっけ。この3,000円っていうのは。

健康対策課長 この検査につきましては、病院によって金額というのが様々なんですけれども、斑鳩町の中で出産の多いところで、西和医療センターが今この検査で7,300円、奈良県の総合医療センターの方では3,000円、なんのレディースクリニックとかでしたら5,000円で実施していただいていると聞いております。

小林委員 それでしたら、この3,000円という根拠的には一応どういう意味

で、3,000円にされたのか。近隣の市町村も調べられたんですか。

健康対策
課長 一応この安い金額の中でっていうので、県の総合医療センターの方で実施されているのが3,000円っていうのがありますので、いちおうこちらの金額を参考にさせていただいているということですか、あと近隣の方で高取町とかでも、この助成制度が始められてまして、そこでもやはり上限3,000円というので、金額の方が設定されてますので、そのあたりも参考にさせていただきながら設定させていただいております。

委員長 次に、(4)風しんワクチン接種費用の助成制度の創設及び風しん抗体検査等の実施について、理事者の報告を求めます。北健康対策課長。

健康対策
課長 それでは、風しんワクチン接種費用の助成制度の創設及び風しん抗体検査等の実施につきまして、資料5をご覧ください。

妊娠中の女性が風しんに感染すると、白内障や先天性心疾患や難聴を特徴とする「先天性風しん症候群」の症状をもった赤ちゃんが生まれる可能性が高くなることから、「先天性風しん症候群」の予防を目的として、風しんワクチン接種費用の助成制度を創設いたします。

また、平成30年7月以降、風しんの患者数が増加しており、患者の中心は30～50歳代の男性で、これまでの制度の変遷上、風しんにかかる公的な予防接種を受ける機会がなかった世代であります。今後の風しんの発生及びまん延を予防するためには、当該世代の男性の抗体保有率を上昇させる必要があります。そこで、平成33年度末までの3年間にかけて、風しんの定期予防接種を行うにあたり、国の補助金を活用し、接種前に抗体価を測定する抗体検査を実施いたします。

それでは、(1)風しんワクチン接種費用の助成制度の創設についてであります。

この制度の助成対象は、妊娠を希望している女性又はその配偶者、または妊娠している女性の配偶者といたします。

要件といたしましては、風しん抗体検査の結果、抗体価が低いと確認された者で、助成金の交付は1人につき1回といたします。

助成期間につきましては、平成31年4月1日からの3年間といたします。

助成額につきましては、ワクチン接種に要した費用に2分の1を乗じて得た額として、5,000円を上限といたします。

次に、(2)風しん抗体検査等の実施についてであります。

この実施につきましては対象者は、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性であります。

実施内容につきましては、この事業の初年度は、まず昭和47年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性とし、段階的に実施してまいります。

また、ワクチンを効率的に活用するため、まず、風しんの抗体検査を受けていただき、その結果、抗体価が低いと確認された者に風しんの定期予防接種を行うこととなります。

自己負担額につきましては、抗体検査及び予防接種とも町が全額負担してまいります。

この事業の対象者は、働き世代の男性でありますことから、現在、国の方で受検しやすい体制等について調整中であります。詳細が決まり次第、対象者には個人通知を行い、対応してまいりたいと考えております。

また、抗体検査に係る費用につきましては、国の第2次補正予算の補助金を活用し、平成31年の3月の補正予算で計上しております。

以上で、風しんワクチン接種費用の助成制度の創設及び風しん抗体検査等の実施についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員

対象者が昭和37年から昭和54年の方で1年目は47年の方から54年までで、37年から46年の方は配偶者がもう妊娠を希望される

方が少ないだろうということで後回しですか。

健康対策
課長　　まずは、この初年度につきましては、若い年齢の方から実施していくということにはなるんですけれども、ただこの対象の年齢の幅っていうのは、この3年間同じになっておりまして、この1年目の対象者以外の方であっても、ご希望される方に関しては随時受けていただけるようには声をかけていく予定です。

中川委員　　そしたら1年目は昭和47年からっていう生年月日を限らず、1年目も昭和37年4月2日からにしたいだけじゃないんでしょうか。

健康対策
課長　　この資料に関しまして、手引きの方が国の方から随時来ている状況なんですけれども、まず国に方の手引きによりますと、初年度47年の4月2日から57年の4月1日生まれの方っていうことで案内していくというふうな手引きに基づいて実施していきたいと考えております。

中川委員　　先ほど課長、47年以前にお生まれの方でも希望があればお受けしていただくということなんで、それでしたらもう37年から受けれるにしたいんじゃないでしょうかっていう話やねんけど、したらあかんのやったら別ですよ、国がしたらあかんていうんやったらいいですけど、受けるねやったらもう37年からの。

委員長　　暫時休憩します。

（ 午前10時05分 休憩 ）

（ 午前10時10分 再開 ）

委員長　　再開します。

健康対策課長 この個人通知に関しましては、国の方の手引きによりまして、まず若い世代の方から先に個人通知で案内していくというふうなことを言われておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 小村委員。

小村委員 これ国からの補助金は全額補助になるのかっていうのと、もしそうでないのであれば、町単費ってどれぐらいのものを見込んでいるのかっていうのを教えてください。

健康対策課長 国の方の補助金の方は国が2分の1で町が2分の1となっております。現在試算しておりますのが、国の方の補助金の方が392万5千円、あと、合計で788万を予算計上しておりますので、国の補助金が392万5千円を予定しております、そしてその残りが町負担となっております。

小村委員 これちょっと医療的な知識がなくてあれなんですけど、お聞かせいただきたいんですけど、これ妊娠を希望している女性だけ受けたらあかんのですか。逆に女性だともう全部無料にしてしまうとか、そっちの方が一定効果があるような気もするんですけど。男性が受けて移してしまうからってということで男性も受けるんですけど、国がどういうふうに考えているのかわからないんですけど、妊娠希望している女性だけにして、そのかわり全額無料にして、っていう方が効果あるように勝手に感じちゃうんですけど、どうなんですか。

健康対策課長 まず、この男性の年代の方に対しての抗体検査を実施するということに関してましては、この他の世代に比べて抗体率が低いということで、まずは国がこの世代の人たちの風疹の抗体価を上げようということで、実施されることになっております。今現在調査によると、この世代の抗体価っていうのは80%ぐらいになっておりますので、まずは予防接種

をしてない世代になってきますので、この人たちが感染しないようにすることで、今、妊娠されている方っていうのは、予防接種をしたりすることはできませんので、周りからそういう感染を防いでいこうっていうことを目的でこの事業が実施されることになっております。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時14分 休憩)

(午前10時15分 再開)

委員長 再開します。

次に、(5)病児保育の実施について、理事者の報告を求めます。

中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、福祉子ども課の方が所管します、平成31年度の主な新規事業についてご説明いたします。

はじめに、(5)病児保育についてであります。

西和5町による広域連携により、奈良県西和医療センター敷地内に病児保育施設を整備し、病気の児童を一時的に保育する病児保育事業を実施してまいります。

実施主体につきましては、平群町、三郷町、斑鳩町、上牧町、王寺町の5町でございまして、施設建設に伴う工事関係事務につきましては、三郷町が主体となって行っていただくこととなっております。

病児保育事業につきましては、奈良県西和医療センターに運営を委託し、平成32年1月頃の開設を予定しております。

具体的な実施内容についてでございますが、対象児童は、5町に在住する6カ月から小学6年生までのお子さん、利用定員は6名、開所日時は、祝日、年末年始を除く、平日午前8時から午後6時を予定しております。

また、利用料につきましては、生活保護世帯、住民税非課税世帯を除

き1日2,000円を予定しております。

以上、病児保育についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 病児保育の他の施設の利用定員っていうのも、これぐらい、6名ぐらいなんですか。

福祉子ども課長 西和5町と同規模のところを調査しましたところ、橿原市、高取町、明日香村で広域でされているところ、人口15万人程度で定員6名でされています。あとちょっと遠いんですけども、鳥取県の倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町、この1市4町でされているところが人口9万人程度ですが、定員6名、西和5町につきましては、人口11万人程度となっておりますので、定員については6名程度が妥当ではないかなというふうに考えております。

中川委員 近隣の人口からいったら5町、西和5町でも6名が妥当やという話やけど、例えばこれがその日に6名預けられた、7人目というのは断られるということであんなかな。

福祉子ども課長 利用の受付手順について、詳細については今検討中なんですけれども、前日か当日に申し込んでいただいて、申し込まれた順番という形になりますので、定員オーバーする場合についてはお断りする形になると思われまして。

中川委員 受け付けはまだこれからやっておっしゃっているんですけど、前の日にほんたら予約しといて、明くる日にキャンセルするのはオッケー。

福祉子ども課長 その辺も5町の方で、今、少ない定員の中で、前日に申込みすること

も課長 でキャンセルが出たらどうするかっていうのも確かに出ておまして、前日から申し込めるようにするのか、もう当日の朝からにするのかっていうのは、今ちょっと協議しているところでございます。

中川委員 前日からオッケーやったらちょっとややこしいなって思ったらとりあえず先予約しといたらええということになってしまうんでね、そこらまた協議してもろてください。

委員長 木澤委員。

木澤委員 これ念願の施設ですんで、ぜひ進めていっていただきたいと思うんですけど、今まで斑鳩町として、町外の医療機関とかを利用して病児保育に対する支援、助成制度つくっていたと思うんですけど、それはどうなっていくんですか。

福祉子ども課長 勤務などの状況でそちらを利用された方がという方もいらっしゃると思いますので、そちらの制度については引き続き残していきたいというふうに考えております。

委員長 私の方からちょっとお伺いします。

先ほど6名の定員のこと、中川委員が言っておりましたけれども、この西和地域6町の利用状況からしても、この6名ぐらい。

(「5町」との声あり)

委員長 6名程度で実際に利用状況から見ても妥当な数字なんですか。

福祉子ども課長 大和高田の土庫病院の方の利用率をちょっと参考で算出した場合です、土庫病院では年間1,098人利用がございまして、対象児童が3万7千人程度となっております。約2.9%の利用率ですので、これで

西和5町の対象児童が1万2千人ぐらいですので、利用者見込みが360人ぐらい、年間見込まれると思います。この年間の利用見込みからしましても、6人という定員であれば、若干冬場とかについては多い日もあるかとは思いますが、対応できるのではないかと考えております。

委員長 小村委員。

小村委員 これ、冬場のインフルエンザ流行る時期とかに、利用定員をその時だけ増やすみたいなことって、面積的な件とかもあると思うんですけど、考えられないんですかね。その時だけ。

福祉子ども課長 なるべく多くのお子さんを預かれましたらいいんですけども、やはり敷地の面積と保育室の面積的なものもありまして、1人あたり、保育所の0歳児と同じ面積基準で確保するよということもありますので、その時だけ定員を増やすというのはちょっと難しいというふうに考えております。

委員長 中川委員。

中川委員 保育園で平米数で限りがあって、それより定員の1割ぐらい強まで受け入れできるっていう今、状況になっているやんか、ここは絶対に無理なん、いっぱい6名ということで、平米数、保育士から言うたらまだ若干は受け入れできるよっていうことでええんかな。

福祉子ども課長 そこまでの面積基準というのは病児保育については厳しくは定められてはいないんですけども、保育士の方の人数については、3人に1人必ず置かないといけないというふうになっておりますので、今、保育士の方を3人に1人ということで、2名の配置でいこうと思っておりますので、やはりちょっと6名以上になりますと、人材の確保ができないとい

うところで、難しくなってくるかなと思います。

中川委員 保育士さんて、0歳児やったら何名、何歳児やったら何名ってあるけど、これ小学校6年生までかな、預かれるの。それでいっても2名の保育士やったら6名が上限っていうことでいいのかな。

福祉子ども課長 国の実施要綱の方でそのように定められております。

委員長

もう一点。同じ疾病の場合は同じ部屋に入ってもらえるけれども、違う病気の場合は部屋を分けなくてはいけないというところで、何部屋あるのかわからないですけども、この6人が6人、受け入れられない状況になるということもあり得るということですか。

福祉子ども課長 インフルエンザとかノロウイルスとか、感染力の強い感染症の場合も受け入れはできるんですけども、こういった隔離室というものも用意する予定はしておりますが、インフルエンザの方とノロウイルスの方が同時に来られて隔離室を2つ使われたらその残りのスペースというのが限られてきますので、病気の種類によっては定員6名いっぱいまで預かれないという状況は出てくると思われます。

委員長 小林委員。

小林委員 委託先は西和医療センターですけども、これの人件費とかは県の病児保育の実施要綱に基づく人件費が県の方からの補助金ということで、もう人件費はまるまる補助で、負担することはないんですか。

福祉子ども課長 運営費、人件費を含めて運営費につきましては、国3分の1、県3分の1、町3分の1の負担となっております。

小林委員 県の病児保育の要綱しかみてなかったんですけど、またそれとは別に

補助金の制度があるということで、認識でいいんですかね。

福祉子ども課長 子ども・子育て支援交付金のほうで国と県から補助が3分の1ずつ出るものになっております。

委員長 次に、(6)ファミリー・サポート・センター事業の実施について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 続きまして、(6)ファミリー・サポート・センター事業の実施についてであります。

「ファミリー・サポート・センター事業」につきましては、子ども・子育て支援新制度の事業としても位置づけられており、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人を結ぶ託児サービスとして、全国でも約800の市町村で実施されている事業であります。

核家族化や地域とのつながりが希薄化する中、近くに頼れる親や親戚がいないので、少しの時間だけでも子どもを預かってもらいたいといったニーズは、今後ますます増えることが予想され、子育て応援宣言の町として、町が主体的に託児事業を支援する必要があると考えられることから、現在、自主的な活動として実施されている「子育てサポートクラブゆりかご」の託児サービスを、町のファミリー・サポート・センター事業に移行し、平成32年4月から実施してまいりたいと考えております。

事業の移行につきましては、利用者及びゆりかご会員のみなさまの負担とならないよう、現在の実施内容を継続できる形で協議を進めており、平成31年12月頃までに会員登録の方法、料金設定など、運用方法の詳細について決定してまいります。

また、託児の場所につきましては、現在、申込者の自宅、もしくは中央公民館の幼児室を利用されていますが、自宅以外での託児を希望される方が増加していること、また、より多くの目が届き、安全な場所で託児を実施できることで、サポーターのみなさまにも安心して取り組んでい

ただけることから、斑鳩幼稚園の教室を1室提供していただき、ファミリー・サポート・センター事業の保育室として利用していきたいと考えております。

以上、ファミリー・サポート・センター事業の実施についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 場所ですけども、中央公民館の幼児室ってどこにあるんですか。

福祉子ども課長 1階入りまして、右手に調理室があるんですけども、その手前のところに小さい部屋がありまして、そこが幼児室になっております。

木澤委員 あと、斑鳩幼稚園の保育室も書いていただけてますけど、ここはたまたま空いているだけなのか、あと東とか西とかも空きがあれば使っていくようにするのか、今ここに載っているのはここだけなんで、これはどういうことなんでしょうか。

福祉子ども課長 中心のところで比較的に皆さんに使っていただきやすいところということで、ちょっと幼稚園と空き教室の状況も確認させていただく中で、斑鳩幼稚園でしたら1室使ってもいいという場所がありましたので、今回こちらの方を使わせていただくことになっております。

委員長 小林委員。

小林委員 斑鳩町、ゆりかごがあつていいなとは思っているんですけども、ゆりかごさんの会員さん、最近お孫さんの関係でね、皆さん休憩される割合が増えてきたと思うんですけども、実質何名おられて、実質どれぐらいの方々が今、活動されているのか。

福祉子ども課長 実質休んでの方とかも含めると、80名ぐらいいらっしゃるというふうには聞いているんですけども、今、会員数としては平成30年度で50名と聞いております。

小林委員 わかりました。あと中央公民館の幼児室、ちょっとすごく古いというかですね、保護者の人たち、本当にそこに預けて安心できるかなという雰囲気というか、環境ですので、これにあたって改めて中央公民館の幼児室の中リニューアルじゃないですけど、もうちょっと明るくきれいに、ここで預けて子どもたちも楽しめるような環境には変える気はないですかね。

福祉子ども課長 そういった声も実際にあがっておりまして、非常にちょっと暗いスペースだということもありますし、あと公民館の事業が入っていたりすると使えない場合もありますので、そういったことから別の場所があればという声がありまして、今回、斑鳩幼稚園の方を1室提供いただいたということになっておりますので、中央公民館のリニューアルについては、こちらの担当課でできる範囲内ではやってはいきたいなというふうに思っていますけれども、大規模な改修については現在のところは考えておりません。

小林委員 幼稚園の保育室の1室がどういう雰囲気なのかかわからないので、保護者の方々も安心して預けたいなと思えるような環境整備をよろしくお願いたします。

委員長 1点お伺いします。今までの利用料金が変わるのかっていうところと、あとゆりかごの場合2人で今まで活動しておられたのかなっていう認識なんですけれど、そのあたりの実際の運営の仕方が変わってくるのか、その辺りお伺いします。

福祉子ども課長 利用料金については今、1時間600円という料金設定で、ゆりかごさんされております。県内のファミリーサポートセンターの金額設定を見ましても600円から800円ぐらいでされているところがほとんどですので、この金額については今後ゆりかごさんとも協議をしまして、設定の方については検討してまいりたいというふうに考えております。今、実際2名でいかれているところもありますので、そのあたりもゆりかごさんの方では2名のところそのまま2名でいきたいという声も聞いておりますので、そのあたりは柔軟に対応できるような形で仕組みづくりを考えていきたいというふうに考えています。

委員長 10時50分まで休憩します。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時50分 再開)

委員長 再開いたします。町長より少し遅れるとの報告を受けております。次に、(7)町外火葬場使用の助成制度の創設について、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策課長 環境対策課から町外火葬場使用の助成制度の創設についてご報告をさせていただきます。

斑鳩町営火葬場の老朽化に伴います火葬炉施設の故障や大規模改修等により、一時的に火葬炉施設が使用できない状況となった場合や高齢化の進展に伴い、1日に火葬できる件数を超える申請があった場合において、町外の火葬場をご利用いただくこととなります。その際、町外の火葬場を使用される方に対して、その費用の一部を助成する制度を創設するものであります。

まず、助成要件及び助成額であります。斑鳩町火葬場設置及び管理に関する条例第3条第2項に規定する、本来、斑鳩町営火葬場を使用できる方が基本となります。この、本来、斑鳩町営火葬場を使用できる方

で、火葬炉施設の修理または故障その他の理由により、火葬場が使用できない場合や1日に火葬できる件数を超える申請があり、火葬場が使用できない場合、助成の対象者となります。

次に、助成額であります。町外の火葬場の火葬料の額から、斑鳩町営火葬場使用料の額を引いて得た額を助成するものとしております。

以上、町外火葬場使用の助成制度の創設についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 火葬料は町より高い分を出しますよということで理解できんねけど、前の委員会で、前つてもうだいぶ前に言うたけど、よその町外の施設の申込の手配は個人でしてもらおうと言うてたけど、それは町はどない関与してんの。

環境対策課長 町外の火葬場のご案内ということで町内のご案内、どういった火葬場があるかということでご案内はさせていただきますが、あとは関係者、葬儀社のほうに選んでいただくような形に、と考えております。

中川委員 町外は受付しませんよ、うちなんかやったら笠目地域と斑鳩町在住、笠目地域って限られてるやん、よその市の施設はどこの住民さんでも受付してくれるということでええの。

環境対策課長 もちろん自治体によっては町外を特別な場合しか認めない場合もございますが、近隣では町外料金を支払うことによって利用いただくことができますのでその辺りをご紹介させていただきたいというふうに考えております。

委員長 木澤委員。

木澤委員 昨年、火葬場が使えないときには臨時的な対応という形で町は対応されましたけど、今回この制度としてつくるっていうことにしたのはどういう経緯があるんでしょうか。

住民生活 火葬場の老朽化に伴っていろいろと修繕しなければならないところが出てきます。修繕の頻度というのがこれからも出てくると思いますのと、もう一つはやはり先ほど課長の説明にありましたように、高齢者がやっぱり多くなってくると一日に火葬をする件数というのが増える日が出るかもしれない。そういうことで去年の場合でありますと、大げさに言うと賠償するような形、弁償するような形で対応させていただいたんですけれども、こういう恒久的な制度を設けて助成金というふうな形をとらせていただければ、いろいろと利用される方への、ご遺族の方への案内もしやすいだろうということで今回こういう制度を設けさせていただいたということでございます。

木澤委員 こういう制度をつくりましたよ、というのは周知の仕方も難しいのかなと思うんですけど、よくよく読めばわかるんですけど、制度ができましたっていうことだけ見ると、町外の施設も使えるようになった、というふうに誤解をされる恐れもあるかなとちょっと思ったんですけど、この制度の周知についてはどう考えてはりますか。

住民生活 事前にこういう制度ができました、という周知を今のところは考えてはおりません。あくまでも工事を行ってこの日を休まなければならないというふうになった場合、その日に火葬される場合の方に周知をするということです。人数が多くなった場合も、仮に3人しかできない時であって、4人目が出たらその4人目の方にこの制度を周知するということですので、事前に周知をさせていただくということは今のところは考えておりません。

委員長 次に、（８）特殊詐欺等被害防止対策機器購入費の助成制度の創設について、理事者の報告を求めます。 関口住民課長。

住民課長 それでは、各課報告事項（８）特殊詐欺等被害防止対策機器購入費の助成制度の創設について、住民課よりご報告させていただきます。

資料 9 をご覧いただけますでしょうか。

悪質電話による高齢者の特殊詐欺等の犯罪被害を未然に防止するため、自動応答記録機能を有する被害防止対策機器を購入される満 65 歳以上の人に対して、その費用の一部を助成するものでございます。

助成要件は、自動応答録音装置を有する特殊詐欺被害防止対策機能付電話機、または、固定電話に外部接続可能な自動応答録音機能を有する機器を購入することとし、助成額につきましては、対象機器購入費及びその設置に直接要する費用の 2 分の 1 で、1 万円を上限といたします。

以上、特種詐欺等被害防止対策機器購入費の助成制度の創設についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 中川委員。

中川委員 こんな電話あんの知らんかってんけど、この特種詐欺被害防止対策機能付電話機ってだいたいどれぐらいの金額で売ってんねやろ。

住民課長 機種によって当然値段というのは、価格というのは違ってくると思うんですけども、だいたい安いもので 5 千円位からあると聞いております。5 千円から 3 万円位かというように思います。

委員長 小村委員。

小村委員 この電話ってというのはどういった機能を有するのかっていうのは分からないですか。自動応答録音装置って、普通のやつと特殊なところっ

ていうのはどういうところが特殊なんですか。

住民課長 悪質電話による詐欺被害を未然に防止することを目的に製造された機器が今回対象となるんですけれども、その防止対策装置の機能の一例といたしまして、着信時に相手に警告音声を発して自動的に通話内容を録音する機能がついている機器がございます。

小村委員 電話機、普通の電話機買うんやったらこの助成つけて買ったほうが安いと思わはる人が出てくるのかなと。それは逆に65歳以上の方に対してはできる限りこれを使ってほしいという意味合いでのこの上限額一万円ていうことなんですかね。

住民課長 一万円の根拠といいますか、その辺については先ほど申し上げたように機器購入するのに5千円から3万円程度、2万円程度のものが比較的多いのではないかということと、あともう一つは奈良県下で他に先行してやられている市が3市ございまして、そちらがいずれも一万円を助成限度額としてるということを参考にさせていただいているところです。

委員長 伴議長。

議長 これ、買う前に役場に何か言うて買うわけ。それとも買うてから、こなんん買いましてん、とそんな感じでさせてもろたら助成してくれはりまんのかな。

住民課長 購入される前にどういったものを購入されるのか、カタログ等示していただいてそれが対象になるのかどうか先に審査させていただいてからの購入ということになります。

委員長 中川委員。

中川委員　それやったら、もう問い合わせせんと、これ買いましてん、って来たらもうアウト。買うたのちには出せないということで。

住民課長　そういうことになります。

委員長　小村委員。

小村委員　僕ちょっとさっき言ったんですけど、例えば今電話機って結構安いものもあるんですけど、普通の電話機。予算額どれくらい見込んでんのかなっていうのが。例えば1万円のこの電話機買って5千円助成してもらって5千円払う、5千円の自己負担すんねやったら、もうこっち買ったほうが安いやんっていう。普通の電話機が例えば8千円としますやんか、これが2万円のええの買って、1万円。

（「1万8千円のやつ買って9千円もろたら9千円で済むやん、ってことやろ」との声あり）

小村委員　そうそう。こっちのほうが安つくやんって言って殺到するとか、結構な数出るん違うかなと思っちゃうんですけど。予算額どれくらい見込んでるんですか。

住民課長　先にやられてる3市のほうの状況確認させてもらってる中では斑鳩町よりも人口規模が多いということで募集件数も当然多いんですけども、予算が足らなくなったという事例はないということで確認いたしているところです。

（「今の予算額は」との声あり。）

住民課長　当町の今回のこの件での予算は10万円を計上いたしております。

委員長 (9) ふれあい交流センターいきいきの里の運用について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、各課報告事項(9) ふれあい交流センターいきいきの里の運用について、2点ご報告させていただきます。

まず、1点目でございます。

昨年12月の厚生常任委員会におきまして、郡山保健所からの指導に基づき、配管等設備の点検、貯湯タンクの設備改良等を行うため、ふれあい交流センターいきいきの里の浴場を男女ともに休止し、対応を行っていることについてご報告させていただきましたが、予定しておりました設備改良等はすべて完了し、本年1月4日から再開しております。

この再開時には、郡山保健所の方から、奈良県公衆浴場法施行条例の基準どおり、毎日換水するか、気泡発生装置等を停止して運用するかのどちらかで運用するよう指導がございましたので、気泡発生装置等を停止して運用を行っております。

このことから、昨年10月12日から、利用者みなさんの健康と安全を考慮し、浴槽水の換水回数を週1回から2回とし、毎週金曜日のみ浴槽水の入れ換え及び清掃のため、午後2時からの営業としておりましたが、県条例におきましては、ろ過器を使用している浴槽については、気泡発生装置等を使用しない場合は、週1回の換水が基準となっておりますので、3月1日より、従前通り、浴槽水の入れ換えにつきましては、毎週月曜日のみとし、金曜日につきましても、他の営業日と同じく、午前10時30分からの営業に変更してまいりたいと考えております。

次に2点目でございます。

ふれあい交流センターいきいきの里につきましては、多世代交流という設置目的から、開館時間は午前10時から午後8時、休館日は、月曜日及び第4火曜日、年末年始が12月30日から翌年1月1日までとなっております。

住民のみなさまの利便性という面では、開館時間も長く、年末年始も利用できるという利点がございますが、長時間勤務や清掃業務の負担、

特に、年末年始につきましては、12月30日は清掃作業、1月1日についてもボイラー運転のため出勤する必要があることから、実際の職員の休日は12月31日のみとなっており、労働条件の面から、毎年、職員の確保に苦慮しているところでございます。

また、奈良県内の他の公衆浴場施設につきましても、年末年始につきましては、役場等公共施設と同様に1月29日から1月3日もしくは4日を休館日とする施設が大多数であるとともに、今回、設備点検等による再開時に、浴場の営業を1月4日からとさせていただきましたが、事前の周知により、特段の混乱を招くことなく運用することができております。

こうしたことから、職員の労働条件の改善を図り、今後も施設を安定して運営していくため、年末年始の休館日につきましては、12月30日から翌年1月3日までとし、来年の年始につきましては役場と同様に1月4日からの営業とさせていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、ふれあい交流センターいきいきの里の運用についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 参考までに30日から1月3日までの間でだいたいどれくらいの方が来てはったのか分かりますか。

福祉子ども課長 前々年度の実績になります。平成29年が12月29日が最終日になっておりまして252人。平成30年1月2日が289人。1月3日が180人となっております。

木澤委員 平時と比べてそれは多いんですか、少ないんですか。

福祉子ども課長
木澤委員

年末年始につきましては利用者が多いという状況になっております。

今回は事前の周知で混乱がなかったということで、確かに労働条件の関係もありますので、そういう運営していただいて住民の皆さんの反応見ていただくしかないのかなとは思いますが、そのところはちょっとやっぱり住民さんの声をしっかり集めるっていうんですかね、聞いてまた今後の対応については検討していただきたいなと思います。

委員長

次に、（１０）高齢者優待券等について、理事者の報告を求めます。
中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長

それでは、各課報告事項の（１０）高齢者優待券等について、につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料１０をご覧くださいませでしょうか。

平成３１年４月１日から、７０歳以上の方へ的高齢者優待券等のサービスの内容を変更することといたしましたので、それについて報告をさせていただきます。

主な変更内容といたしましては、「ふれあい交流センターいきいきの里の入館」に利用できる「高齢者優待入館券」と、「すこやか斑鳩・スポーツセンタートレーニング機器の利用」に利用できる「高齢者優待トレーニング機器利用券」のどちらのサービスも利用できる「高齢者優待共通券」に統合するとともに、その共通券において「町民プールへの入館」、「記録計測を必要とする場合の斑鳩三塔健康走ろう会への参加」も利用できることといたします。

この共通券の枚数は３０枚とし、各サービスの１回の使用に必要な共通券の枚数は、ふれあい交流センターいきいきの里の入館は１枚、すこやか斑鳩・スポーツセンタートレーニング機器の利用は１枚、町民プールの入館は２枚、記録計測を必要とする場合の斑鳩三塔健康走ろう会の参加は５枚といたしますので、ふれあい交流センターいきいきの里の入館およびすこやか斑鳩・スポーツセンタートレーニング機器の利用

については、現行20回4,000円分の利用が30回6,000円分の利用と、増額となりサービスの充実をはかります。

また、コミュニティバスの減便に伴い、高齢者の日常生活における利便性の向上および社会参加の促進を図るため、70歳以上の方には、新たに高齢者外出支援タクシー事業の助成券を交付いたします。交付する枚数や使用できる車種は、小型または中型タクシーの距離制基本料金に相当する金券7枚分といたします。

この事業の新設に伴いまして、現行の高齢者優待タクシー券においても100円券35枚から、高齢者やタクシー事業者がわかりやすく取り扱えるよう高齢者外出支援タクシー事業と同じように、小型または中型タクシー距離制基本料金に相当する金券とし、その枚数は5枚といたします。

次に、敬老記念品についてであります。現行では敬老会参加対象者に対し、ふれあい交流センターの普及啓発などを目的とする、ふれあい交流センターいきいきの里入館券1,000円分を配布しておりますけれども、これを、先ほど申し上げました高齢者優待券のサービスの範囲や回数を拡大いたしますので、それに包括することといたします。町といたしましては、昨年度の決算審査で監査委員から、出来る限りI C O C Aなどの優待乗車券からふれあい交流センター入館券などの優待利用券を選んでいただけるよう検討する旨の講評もいただいていたので、今回の変更はその監査講評等も勘案し検討した結果でございます。また、敬老会参加対象者が受けるサービスは、新たに「高齢者外出支援タクシー事業」を始めることから、より充実することとなると考えております。

敬老会参加者に当日お配りいたしております記念品につきましては、現段階では最終的な種類等は未定であります。平成31年度以降も継続させていきたいと考えております。

以上、高齢者優待券等についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

中川委員。

中川委員 いきいきの里の券、共通券になって30枚で、増やしてもらったのかなと思ったら下で千円分の優待券がもう廃止になってる。結局、それでもちょっと増えてんのかな、えろ増えてない。

長寿福祉課長 優待共通券を選ばれた場合、2千円増額になりますので、差引千円分増加という形になります。

中川委員 それと、上の高齢者優待券を選んで、その一番下も、2つ両方選べんのかな、70歳以上の人。

長寿福祉課長 外出支援タクシー支援事業のほうでしょうか。

(「はい」との声あり。)

長寿福祉課長 高齢者優待券に合わせ、新たに70歳以上の方全員にこのタクシー券7枚相当分を配布するという形になります。

中川委員 ほんなら、C I—C Aからトレーニング機器のどこまでと別に考えて、70歳以上の方は二つ選べるということでええの。

長寿福祉課長 まず、上の大きなくくりですね、C I—C AからC I—C A、I C O C A、斑鳩町高齢者優待タクシー乗車券と共通券という、まず上の5つのうちの一つを今まで通り選択できるという形になります。この一つとプラス別にですね、新規の斑鳩町高齢者外出支援タクシー助成券が配付されるという形になります。

委員長 木澤委員。

木澤委員　そうすると、タクシー乗車券の方は合計で12枚になるということですけど、考え方として月1回1枚という考え方でそういう基準にしましたんですか。

長寿福祉課長　まずですね、この上から4つめ、すみません。従来ありました斑鳩町高齢者優待タクシー乗車券というのは3,500円分ですので、これがだいたい初乗り運賃的には5枚という形になります。これに今回7枚分足されましたのは、コミュニティバスの財源との関係もあります。それと、それがだいたい7枚くらいで町としては勘案しまして、月1回程度、12枚になるという計算でもあります。

木澤委員　予算額的に言うてほしいというふうに調整したということで理解しておきます。あと、一番下の敬老記念品ですけども、今まであったやつ、また変更、検討していただいているというふうに理解しておいて。なんかこれ、さっき、いきいきの入館券の千円分はもう廃止、っていうふうに聞かはって、答弁の中で否定はなかったんで、なんか廃止になってしまうというふうに思ったんですけど。

長寿福祉課長　この現在配布しておりますふれあい交流センターいきいきの里入館券千円分につきましては、上の共通券でありますとか外出支援タクシー助成券の配布等、総合的に勘案して形的にはなくなるという形になります。

木澤委員　それは統合してそっちでもらえるようになったんでしょうか。

長寿福祉課長　共通券を、町としてはできる限り選んでいただきたいという意向があるんですけども、お風呂を利用していただく方がこの共通券を選んでいただくと、今までよりも多く、敬老記念品をいただいていた時よりも多く利用できるということになりますので、そういった意向でございます。

木澤委員 敬老記念品の参加の記念品については、選べるようにしてほしいという
ことで申し上げてきたんですけど、これ、未定っていうふうになって
ますけど、これは検討はしていただけるということでしょうか。

長寿福祉 こちらの、平成31年度から敬老会参加記念品を敬老会参加者に配布
課長 というところの参加記念品の種類は未定というところなんですけれど
も、こちらにつきましては、敬老会に参加された方の参加記念品、今年
度予算等も今あげているところなんですけれども、この内容については
選択制というよりも来ていただいた方に渡す、この敬老記念品、今まで
の千円分というのは、この優待券と包括的に取り扱っていきたいと思っ
ておりますので、共通券でありますとか、できる限り共通券を選んでい
ただきたいという、こちらの意向ありまして種類、サービスの種類等も
増やして対応していきたいと思っております。

木澤委員 要は、参加記念品は、もう廃止でなくなるっていう、そういうふう
にとったんですけど。

委員長 乾副町長。

副町長 参加記念品は30年度、本年度も渡しておりますので、これは引き続
き渡させていただきたいということでございます。お風呂の千円券につ
いては、今まで一円に渡しておりましたけれども、それをこちらの優待
券の方に統合してさせていただきたいということでございますので、参
加記念品は例年どおりさせていただくということでございます。

木澤委員 いきいきの里の券を選んでくれはる人はいいいんですけども、だからそ
うじゃないものも選べるようにしてほしいという声があって、選択制に
するなり違うものにするなり検討していただきたいということを申し
上げてきたんですけども、だから、参加記念品については決まってない

けども、お渡しできるようにっていうことで考えていただいているということですね。

副町長　あくまでも参加記念品ですので、これを選択制ということではなくて一律に同じものを参加していただいた方にお渡しするというところでございます。お風呂のほうはこちらのほうに上乘せをしておりますので、それを選んでいただいたら昨年よりは充実したものが、枚数も多くなっておりますので、またいろいろ利用もできますので、ふれあい交流センター入館券以外にスポーツセンターの利用券、そういうものも選択できるようになっております。より充実した形で選んでいただけるという、こういう考え方で示させていただいております。

木澤委員　だからそっちは分かりましたやんか。参加記念品は未定となってるけども、予算を廃止してしまうとか、そういうことじゃないんですね。

副町長　品物はまだ未定ということでございますので、品物はまだ決まっていってないということでございますので、それはお渡しするというものでございます。

委員長　小村委員。

小村委員　すみません。高齢者優待券が欲しいっていうふうに来た方にこういう形で、この文面のまま案内されるのかなっていう、ちょっと危惧してるんですけど、今ぱっと見たときにやっぱりC I - C A、I C O C A、高齢者優待券は値段が出てるんですけども、高齢者優待券の共通券のところに関しては値段が出てないんです、だからお得感というのがないんです。だから、監査でしたっけ、言われて指摘されてできるだけこの共通券を選んでいただきたいという意図がちょっと見えにくいのかなっていうふうにも実際思ったんです。今こればって見たら上から3,500円、3,500円、この真ん中も3,500円くらいなんかなって見て、こ

れを選ぶ人っておれへのちゃうかなと。例えば、それやったらここを6,000円分になるんですかね、6,000円分っていうのをしっかりと明記された方がええのかなっていうふうに思うんです。まずそれが一点と、今ちょっと話聞いてて、敬老記念品についても共通券みたいな形でお渡しすれば負担が町としてもなくていいのかなって思ったりもしたんですけど。せっかく敬老会に来てくれた方に記念品渡すんやったらこういう共通券を渡したら、選択できますよね、これで何個か。町民プール入るのか、三塔走ろう会走んのかっていうのが選択できるのでええのかなと思ったんですけど、意見として申し上げておきます。もし何か答弁あったらいただけたら。

委員長 黒崎住民生活部次長。

住民生活部次長 小村委員のほうからですね、高齢者優待券については6,000円ということで明記する、それについてもお得感になるように6,000円ということで周知していきたいと思っております。それと、ふれあい交流センターの高齢者の優待券の敬老記念品としての配布につきましては、元々ふれあい交流センターのほうができた時に、会館の入館促進増を求めて当時から敬老会記念品として4月1日から優待券の交付に合わせてお配りしておったんですけども、今回こういった高齢者施策を総合的に見直すということで先ほど課長からも説明ずっと申し上げておりましたけれども、監査委員さんからの指摘もあって、こういった高齢者優待券の中のいきいきの里とか、トレーニング機器の利用という促進も踏まえて金額を6,000円というふうにあげさせていただきましたので、今回については、そういった利用をされる方について金額をあげますので、敬老会の参加者に対する記念品としては今現在は考えておりません。

小村委員 いま、一点目についてはできるだけ明記していただけるような前向きな答弁いただいたんで、6,000円やったらこっち選ぼうかなっていう

ほうがいいと思いますし、敬老記念品の二点目につきましては、共通券を配ったからといって町から出ていく分ってというのはあんまりないのかな、もしかしたら入に対してちょっと影響があるかも知れないですけど、利用促進という意味ではまだトレーニング機器もめっちゃめっちゃ混んでるわけでもないと思いますし、町民プールも空いてる日もあると思うんで、そういったことも一つ検討していただけたらと思います、以上です。

委員長 中川委員。

中川委員 高齢者のこの優待券は本人だけ利用できる、やったんかな。

長寿福祉課長 優待利用券という写真付きの、まずカードを発行された方のみこれが使えるという今の制度でございまして、今後につきましてもその写真付きのカードを提示してタクシーに乗るとかいう形になりますので、本人のみの利用という形になります。

中川委員 タクシーはそんでええけど、いきいきの里とかでね、使うの、券で行くやんか。その家族の人、例えば休みの日に家族が帰って来たから一緒に行くのに私の使うわ、とかいうても使われへんのが不便やったって言わはる人が何人かおってんけど、お風呂に限っては本人が使おうが家族の分をその券で払おうが一緒違うんかなと思うねけど、どうですやろ。

長寿福祉課長 高齢者の優待券事業として、今回共通券にしましても本人の社会参加でありますとか、目的からご本人の利用のみとさせていただいているところですよ。

中川委員 社会参加、孫さんがおじいちゃん、おばあちゃんお風呂に行こう言っ嫌や思ってたのに孫に引っ張られて出て行くのも社会参加の一つですよ。本人だけが使えるさかいに社会参加に限らへん思うねけどな。町

も一緒ちゃうの、何人に使ってもろても、その券ある分使うだけやから、別に家族の分を券で払っても損するわけでもないやんか。なんで本人に限るねやろ。

委員長 乾副町長。

副町長 これはそもそも制度つくったときからでございますけれども、高齢者優待券という限定したものでございますので、本人しか使えないということで今までもきておりますので、それを家族の方も使うとかなったら高齢者優待券という役割ですね、それがちょっと崩れてくるということでございますので、やはり高齢者優待券ということで配布させていただいておりますので、それに限定させていただいているわけでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

中川委員 一旦いただいたものを家族のために使うっていう、本人だけしか使えへん。タクシーとかやったら分かりませ。風呂行くのに何の関係あんのかなと。

副町長 そない言わはんねもしゃない、はい。

委員長 次に、（１１）消費税等の税率の引上げに伴うプレミアム付商品券事業について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、各課報告事項（１１）消費税等の税率の引上げに伴うプレミアム付商品券事業についてご報告させていただきます。

本事業につきましては、本年１０月に予定されております消費税、地方消費税率引き上げが、低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするため、低所得者と子育て世帯の世帯主向けのプレミアム付き商品券を販売するものです。

本事業の実施主体は市町村で、事務費を含むプレミアム付商品券事業

に要する経費については、国から全額補助金が交付されることとなっております。

国庫補助要件として、現時点で示されております事業の概要でございますが、対象者からプレミアム付商品券の購入申し出があった場合に、当該商品券を販売するというものでございます。

まず、低所得者の対象者につきましては、平成31年1月1日時点の住民のうち、平成30年度の住民税（均等割）が非課税の方で、ご自身を扶養されている方が課税される場合や、生活保護の被保護者となっている場合等は、対象外となります。

次に、子育て世帯の対象者につきましては、平成31年6月1日時点の住民のうち、平成28年4月2日以降に生まれたお子さん、0歳から3歳未満のお子さんがいらっしゃる世帯の世帯主でございます。商品券につきましては、利用可能額2万5千円の商品券を2万円で購入できる、5千円分のプレミアム分を付加した商品券となり、商品券を利用できる店舗を募集するに当たっては、市町村内の店舗を広く対象とすることとされております。

なお、現時点におきましても、事業の実施に関する様々な情報が国から提供されており、具体的な実施の方法やスケジュールにつきましては検討中でございますが、商品券購入要件該当者の特定方法は、臨時福祉給付金に準じた対応を基本とし、商品券の発行・利用・換金方法については、各市町村における商品券事業執行の枠組みをできるだけ活用するよう示されておりますことから、今回のプレミアム付商品券事業につきましては、福祉子ども課及びまちづくり政策課を中心に事業の実施を進めてまいりたいと考えております。

また、対象者になると思われる住民税非課税者の方へは、臨時福祉給付金の際と同様に、税務担当課から、プレミアム付商品券の購入申請書を同封した非課税通知書を送付してまいりたいと考えております。

なお、平成30年度中の準備経費につきましては、国の第二次補正予算を活用し、残額があれば繰越対応することが示されており、3月議会におきまして、電算システム導入に係る経費についての歳出予算及び繰越

明許費につきまして、補正予算計上させていただきたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、プレミアム付商品券事業についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 まだ詳細未定ということですが、すでに今年度の方で、国の方で第2次の補正予算がついて、それについては繰越対応するというお話でしたけど、これ来年度ですね、国会の方で予算どうなるか、消費税が10%に引き上げにならなかつたらなくなるとか、そういう話なんですか。

福祉子ども課長 国の方でも補正予算であげられているのと、来年度分につきまして、来年度の当初予算で事業費と事務費について補助金についても計上されているということですので、特段10%に上がらなかつたらどうなるのかというところは示されておりませんし、現状のところはこの方向で進むのではないかというふうに考えております。

木澤委員 また、当初予算の審査あるんでその時にも議論したいと思いますが、そもそも消費税10%に引き上げることを前提にしてこういう取り組みを行うこと自体、問題はあるなというふうに思っていますので、ただまあ、住民の皆さんにとってどうなのかということであると、国から全額お金が出て、プレミアム商品券が5,000円分ですかね、ついて買えるってということなんですけども、この点についてはちょっといろいろ疑問を持っているということだけ申し上げておきたいと思います。

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。
猪川国保医療課長。

国保医療課長 それでは、国保医療課からですが、国民健康保険におけます旧被扶養者の減免の取扱いの変更についてご報告いたします。

被用者保険の被保険者の方が後期高齢者医療制度に移行された場合で、その被扶養者が新たに国民健康保険に加入された時に、資格を取られた時点で65歳以上である方につきましては、その保険税の負担に対する激変の緩和措置といたしまして、当面の間、所得割の免除、被保険者均等割額及び世帯割平等割額の5割の軽減を講じてきたところでございます。

今般、国におかれまして、この均等割額・平等割額の保険料につきましての軽減措置につきまして見直しを実施されまして、その軽減期間を、平成31年4月以降は資格取得日の属する月以降2年を経過する月までに限るものとされますことから、関係する規定について改正を行うところでございます。以上でございます。

委員長 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 長寿福祉課より1点報告がございます。

東老人憩の家の修繕について報告をさせていただきます。

現在、東老人憩の家の浴室が、ボイラーの故障により、男女とも休止をしている状態でございます。

このボイラーの修繕につきましては、メンテナンスをしている事業所において状況を確認したところ、ボイラー内の燃焼室の炉が損傷しており、ボイラー本体を交換する必要があるとのことでありました。

町といたしましては、高齢者の憩の場を1日でも早く復旧させる緊急の必要があると判断し、今週中には契約を行い、1日でも早期に浴室を開けたいと考えております。

浴室の開館予定日は、ボイラーの製造が発注から約1か月は必要であるとのことなので、その後、設置工事に入ることになりますので、早くとも3月下旬になる見込みであります。

財源は予備費を充てて対応していきたいと考えております。契約金額見込につきましては、こちらの積算では約320万円程度かかるものと考えております。

以上、東憩の家の修繕についての報告とさせていただきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。木澤委員。

木澤委員 ごめんなさい、国保のやつ説明していただいたんですけど、よくわからなかったんですけど。1回後期高齢者になって、また戻ってきはるとか、状況がもうひとつよくわからないんですけども、もうちょっと詳しく説明してもらえますか。

国保医療課長 まず、後期高齢者に例えばご主人が移られたとしまして、奥さんが例えば残られると、それまでは会社の保険に加入されていたのが、国民健康保険に移ってこられた場合、ご本人1人ですので、保険料の負担が大きいということで、国においてその方は所得割の免除と均等割り、平等割の5割軽減というのをこれまで続けてきておりましたが、4月以降はその均等割り、平等割についてはもう廃止をすると、当面、所得割については免除を続けるという形で4月以降なるということになっております。

木澤委員 そうすると負担が上がる、本人負担は上がるということなんですね。

国保医療課長 おっしゃるとおりです、期間は2年間を予定、先ほど申し上げました2年間になります。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

次に3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 小林委員。

小林委員 1点だけ。児童虐待についてですけれども、昨年7月にも国の方から児童虐待の調査についての通達があったり、また、最近国の方からもあったと思うんですけれども、その状況について、斑鳩町における状況についてお聞かせいただきたい。

福祉子ども課長 国の方からの通達については、児童相談所ですね、県の方の内容が主なものでして、市町村についてはこれまでどおり要保護対策児童協議会の方で、連携を強化してやっていきなさいという内容になっております。市町村の体制強化ということで、子ども家庭総合支援拠点というもの2022年度までに全市町村で設置することという目標が定められておりますので、そちらに向けて今後検討していきたいというふうには考えております。

小林委員 教育委員会の担当かもしれませんが、学校の長期の休んでいる子どもに対する調査というのは、その情報はもちろん福祉子ども課の方には流れてきているのかな。

福祉子ども課長 当町の場合、要対協の方で管理しているお子さんの幼稚園、保育園、学校を含め欠席とかの状況については、随時、幼稚園なら幼稚園で確認

をして、要対協の事務局の方に報告がくるようになっておりますので、もちろん長期で休まれている方についてはその理由ですとか、保護者の面談などは随時行っている状況でございます。

小林委員 昨年10月に県に確認したら県としては対応している、町の方にも確認したら町の方でもすでに対応しているという状況が、今回も同じということを確認させていただいて大丈夫ですかね。

福祉子ども課長 委員長 そのとおりで大丈夫でございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、私の方からで、昨年、住民懇談会で路上喫煙の防止についての要望もいただきまして、それを受けまして視察研修など、当委員会として取り組んできたところですがけれども、本日、委員の皆さまのご意見を聞かせさせていただいて、委員会として一定の取りまとめをしていきたいと思っておりますので、皆さんからご意見をいただきたいと思っております。順番に。 中川委員。

中川委員 路上喫煙の禁止区域、斑鳩町で言ったら法隆寺駅前とか法隆寺さんの周辺とか、そういうところかなというふうに皆考えておられるのかなと思いますけど、だいたい今もう喫煙者のマナーとして駅前であろうが法隆寺周辺であろうが、歩きたばこされている方自体を見ませんしね、そこまで今していかなあかんのかなっていうのもありますし、住民懇談会を申し込んでこられた団体さんの会長がこの4月の地方統一選挙に立候補されるということで、回っておられますのでね、その方の思いをくんでですよ、今勝手に私らのときに決めるんじゃないしに、4月以降にもう一度その本人さんを交えて議論された方がいいのかなと思っております。

で、私は特にここで何を決定したいということとはございません。

委員長 小林委員。

小林委員 12月のときに本来すべきだったのかなというふうに思っているんですけども、それをちょっと今回ですけれども、改選になりますし、今のメンバーでどうのこうの言うのもあれかもしれませんが、個人的にはですね、ずっと言ってきましたけども、前向きに、もうある程度議会として形をつくって理事者側と協議をしていきたいなというふうには思っております。

委員長 木澤委員。

木澤委員 私もつくっていくという方向についてはいいのかなと思っておりますので、ただ具体化については選挙後になるかと思えますので、理事者の方でですね、今までに調査していただけてますけども、それを進めていただくように委員会として申し入れをするというぐらいのまとめでいいのかなと思えますけども。

委員長 小村委員。

小村委員 今、同僚委員の方からも、委員の方からも言っていたようにですね、線引きとかもなかなか改選までにえいやっというふうに決めてしまうことは難しいところもあるので、私自身もこの条例をつくっていくということには賛成なんですけども、時間との兼ね合いもありますので、一定の、つくるっていう方向性を改選前に私は示しておきたいなと思っておりますけれども、実際につくるのは改選後になろうかと思っておりますので、改選後にまた議論いただけたらなと思っております、以上です。

委員長 濱委員。

濱委員 私も路上喫煙、ポイ捨てだとかということは、委員だけでなく、皆の
願いだというふうに感じてます。ですけど準備にはだいぶ時間がかかる
というのもよくわかってますので、委員会から町に対して条例をつくっ
ていくという方向で動いてほしいというふうに申し入れをすることは
大事だと思います。実際に具体化されるのは改選と言いますが、新
しい年度にかかるのは当然ですので、それは構わないと思うんですけど
も、私たちこの委員会からの意思としてお伝えしたいなと思います。

委員長 それでは、取りまとめのため、暫時休憩いたします。

(午前10時46分 休憩)

(午前10時46分 再開)

委員長 再開いたします。

先ほど皆さんから意見をいただきましたように、今回の今年度中の議
会においてすぐに条例を制定するということまではなかなか厳しい、
日程的にも厳しいものがあると思いますけれども、次年度以降の条例制
定に向けて取り組んでいただきますように、本委員会として要望いたし
たいと思います。

これをもって、その他については終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしまし
た。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任い
ただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午前11時49分 閉会)